平成２７年（フ）第２６４号
兵庫県赤穂市北野中131番地１　エルカーサ桜木Ｂ203
債務者　武宮　浩二
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市東今宿３丁目１番20号
債務者　近畿ネットサービスこと　早川　愼一
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５７号
奈良県天理市西長柄町197番地１　寿ハイツＣ202号室
債務者　林　　政恵
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
奈良市南京終町５丁目377番地の124
債務者　井上　道博
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１１号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地２－404号
債務者　井上　純子
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１８号
奈良市帝塚山２丁目３番４号
債務者　仲嶋ゆかり
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目８番13号　コーポ緑ヶ丘Ｃ102号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町湯1200番地の１
債務者　中山　　豊
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目８番13号　コーポ緑ヶ丘Ｃ102号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町湯1200番地の１
債務者　中山　純子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目14番10号　シグロ21　101号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地74
債務者　吉田　和弥（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７５号
広島県東広島市八本松町正力1304番地１　グランコートＤ棟101号
債務者　**角**　知亜樹
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８号
山口県下関市彦島塩浜町２丁目21番20号
債務者　野田　　卓
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
福岡県八女郡広川町大字吉常127番地
債務者　伊東　三治
１　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２９号
福岡県八女市蒲原1323番地２　ドリーム蒲原101号
債務者　栗原　早美
１　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１９２号
宮崎市太田２丁目１番８－１号　第一サンハイツ101号
債務者　岩切　広子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０２号
宮崎県西都市大字調殿1316番地２　児玉アパート５号
債務者　菊地眞理子
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０８号
宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬413号
債務者　甲斐　健明
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
宮崎県日南市木山２丁目10番25―201号
債務者　小野智恵美（旧姓守倉）
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部